第４３号議案

新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び新宿区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和５年６月１２日

提出者　新宿区長　　吉住　健一

新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び新宿区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

次に掲げる新宿区条例の規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

⑴　新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年新宿区条例第28号）第26条

⑵　新宿区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年新宿区条例第29号）第15条第1項第4号及び第44条

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号）の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正及びこども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和5年内閣府令第33号）の施行による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、規定を整備する必要があるため